

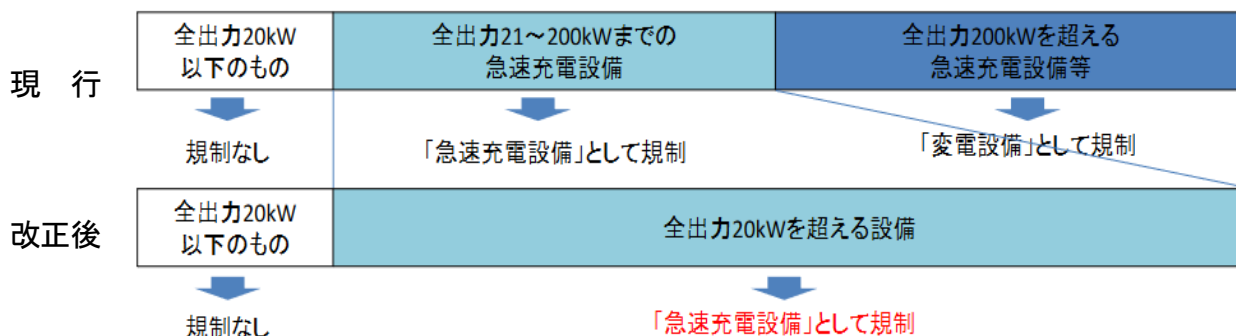


羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例の一部改正について

令和5年9月1日、羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例を一部改正しました。主な改正内容は以下のとおりです。

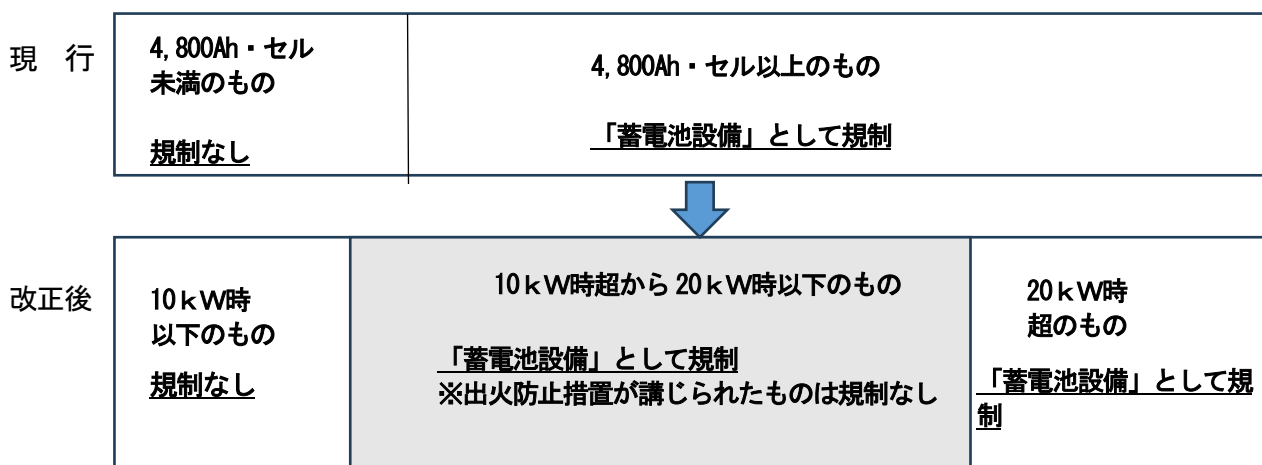
1 急速充電設備について

全出力が200kWを超える急速充電設備は、「変電設備」として規制しておりましたが、電気自動車の普及拡大に向けて、出力の上限の撤廃し、急速充電設備として規制します。20kWから条例で規制を受け、50kWから消防署（分署）へ届出が必要になります。



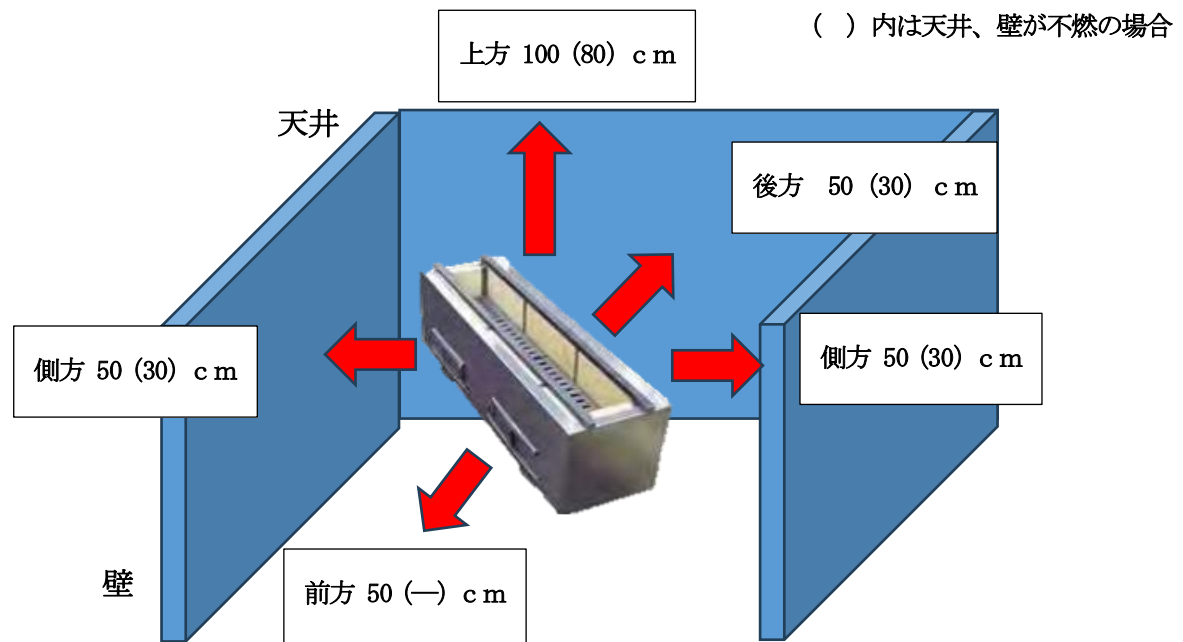
2 蓄電池設備について

電気容量が4,800Ah・セル（＝蓄電池容量9.6kW時）以上を規制対象としていた蓄電池設備について、容量が10kW時を超えるものを規制対象とします。容量が20kW時を超えるものは、消防署（分署）へ届出が必要になります。



3 火気使用設備（厨房設備）の離隔距離について

木炭を使った炭焼き器は、炉等の基準で規制しておりましたが、今回新たに厨房設備として、図の通り離隔距離を定め規制します。



4 喫煙等の標識について

火災予防条例及び健康増進法で重複して標識（図記号）の設置が必要となっていたことから、条例で定める標識（図記号）を削除し、日本産業規格又は国際標準化機構が定める標識（図記号）を設置することに改正しました。

現行 火災予防条例（火災予防条例で定める標識）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

健康増進法（日本産業規格又は国際標準化機構が定めるもの）



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



喫煙所
Smoking area

改正後



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



喫煙所
Smoking area

火災予防条例、健康増進法

（日本産業規格又は国際標準化機構が定めるもの）

5 施行期日等

施行期日、経過措置については以下のとおりです。

項目	施行期日	経過措置
急速充電設備について	令和5年10月1日	施行日以前に設置又は設置の工事が行われている急速充電設備については、対象外
蓄電池設備について	令和6年1月1日	施行日以前に設置又は設置の工事が行われている蓄電池設備については、対象外 条例施行に際し、新たに蓄電池設備に該当するもので現に設置されているもの及びこの条例施行の日から起算して2年を経過する日までに設置されたものは、対象外
火気使用設備（厨房設備）の離隔距離について		
喫煙等の標識について	公布の日	施行日以前に設置又は設置の工事が行われている標識は、対象外

届出や規制等については、下記の消防署（分署）へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

羽咋消防署 0767-22-7812

宝達志水消防署 0767-28-3707

志賀消防署 0767-32-1776

富来分署

0767-42-121

